

事務連絡
平成23年3月25日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

要援護障害者等の避難所等への搬送について（依頼）

今般の東北地方太平洋沖地震については、障害者への必要な支援の確保に最大限のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、被災地では、災害による建物等の被害の発生、必要な人員や物資の確保が困難になる等により、必要な支援及び医療が不足しているところであり、他の障害者（児）施設等や避難所に要援護障害者等を搬送する必要も生じているところです。

被災地の極めて厳しい状況の中、要援護障害者等への対応については、平常時と異なり様々な制約があることは確かであるものの、特に状態の悪い要援護障害者等の生命、安全に関わるものであることから、次の点にできるだけ留意していただくよう、被災地を含む管内市町村、障害福祉サービス事業所、障害児施設等への周知をお願いします。

- ・搬送時には、できる限り医療関係者による付き添いを行うこととし、これが難しい場合は、医療機関等との連携体制を確保すること
- ・常備する医薬品等を携行するなど、搬送時及び搬送後も必要な医薬品等が確保されるよう配慮すること
- ・搬送後は、サービス内容の記録等により要援護障害者等の状態や使用医薬品等の情報を伝達すること